

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）等の概要

平成30年3月
総務省自治行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 平成28年12月に成立した公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号。以下「改正法」という。）により在外選挙人名簿登録の利便性を向上させるため、最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録の移転の申請（出国時申請）を行うことができるようにし、当該選挙管理委員会では、申請者が国外に住所を定めたことを外務省を通じて確認した上で、在外選挙人名簿への登録の移転を行う等の改正がなされることとされた。

これらの措置の施行の日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされた。

- 今回の改正は、上記のとおり公布された改正法の施行に伴い公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（案）

①在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手續に係る規定の整備

改正法により最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外への転出前に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録移転の申請を行うことが可能となることに伴い、申請の方法や申請書の内容を変更する場合の手續、市区町村の選挙管理委員会と外務大臣との間の申請者の国外における住所の確認を行う手續等についての規定の整備を行う。

②市区町村の選挙管理委員会による調査等の規定の整備

在外選挙人名簿への登録の移転の申請をする者に関して、必要に応じ、市区町村の選挙管理委員会は、当該者の在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格につき調査すること等の規定の整備を行う。

③在外選挙人名簿に登録の移転をしなかった場合の通知の規定の整備

在外選挙人名簿への登録の移転の申請について、在外選挙人名簿への登録の移転をしなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を通知しなければならないとする規定を設ける。

④在外選挙人名簿の表示の削除の規定の整備

市区町村の在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が当該市区町村において新たに作成された旨の表示がされた者等が、当該市区町村から国外へ住所を移したことを当該市区町村の選挙管理委員会が知った場合（国外へ住所を移すまでの間に他の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合を除く。）には、直ちにその表示を削除しなければならないとする規定を設ける。

⑤在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知の規定の整備

外務大臣が述べた、在外選挙人名簿へ登録の移転がなされた者に係る国外における住所に関する意見について、その内容が異なると外務大臣が知ったときは、遅滞なく、当該名簿の属する市区町村の選挙管理委員会に通知しなければならないとする規定を設ける。

⑥その他所要の規定の整備を行う。

（２）在外選挙執行規則の一部を改正する省令（案）

①在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続の規定の整備

改正法により最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外への転出前に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録移転の申請を行うことが可能となることに伴い、申請書の様式や申請時に必要となる書類等申請に係る手続等に関して所要の規定の整備を行う。

②その他所要の規定の整備を行う。

（３）公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）

- ・投票用紙の様式等所要の規定の整備を行う。

3 スケジュール

施行日 平成30年6月1日を予定。